

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由																				
5	第1章 総 則 第4節 計画の基本方針 (略) 第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 8 指定公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>事 務 又 は 業 務</td></tr><tr><td>東日本電信電話株式会社 社北海道事業部北海道 南支店苫小牧営業支店</td><td>(略)</td></tr></table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	東日本電信電話株式会社 社北海道事業部北海道 南支店苫小牧営業支店	(略)	第1章 総 則 第4節 計画の基本方針 (略) 第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 8 指定公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>事 務 又 は 業 務</td></tr><tr><td>NTT東日本株式会社 北海道南支店苫小牧営業 支店</td><td>(略)</td></tr></table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	NTT東日本株式会社 北海道南支店苫小牧営業 支店	(略)	社名変更に 伴う修正												
機 関 名	事 務 又 は 業 務																						
東日本電信電話株式会社 社北海道事業部北海道 南支店苫小牧営業支店	(略)																						
機 関 名	事 務 又 は 業 務																						
NTT東日本株式会社 北海道南支店苫小牧営業 支店	(略)																						
6	第3 町民及び民間事業者の基本的責務等 (略) 1 町民の責務 町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。	第3 町民及び民間事業者の基本的責務等 (略) 1 町民の責務 町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や、防災教育等により、災害教訓の伝承に努めるものとする。	北海道地域 防災計画の 修正に伴う 修正正																				
11	第6節 むかわ町及びその周辺における地震、津波の発生状況 第1 むかわ町の被害地震 過去に発生した地震は、次のとおりである。 <table><tr><td>(新規)</td><td>(新規)</td><td>(新規)</td><td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr><tr><td>(新規)</td><td>(新規)</td><td>(新規)</td><td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr></table>	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	第6節 むかわ町及びその周辺における地震、津波の発生状況 第1 むかわ町の被害地震 過去に発生した地震は、次のとおりである。 <table><tr><td>令和7年7月30日 (2025) 「カムチャツカ半島付近の地震」</td><td>カムチャツカ 半島東方沖</td><td>8.8</td><td>1</td><td>太平洋沿岸一帯に津波 負傷者18</td></tr><tr><td>令和7年12月8日 (2025) 「青森県東方沖の地震」</td><td>青森県東方沖</td><td>7.5</td><td>5弱</td><td>一部建物被害</td></tr></table>	令和7年7月30日 (2025) 「カムチャツカ半島付近の地震」	カムチャツカ 半島東方沖	8.8	1	太平洋沿岸一帯に津波 負傷者18	令和7年12月8日 (2025) 「青森県東方沖の地震」	青森県東方沖	7.5	5弱	一部建物被害	被害地震の 追加
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)																			
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)																			
令和7年7月30日 (2025) 「カムチャツカ半島付近の地震」	カムチャツカ 半島東方沖	8.8	1	太平洋沿岸一帯に津波 負傷者18																			
令和7年12月8日 (2025) 「青森県東方沖の地震」	青森県東方沖	7.5	5弱	一部建物被害																			

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和7年6月）	修 正（令和8年7月予定）	修正理由
13	第7節 北海道における地震の想定 第1 基本的な考え方 （略） 1 海溝型地震 （1）千島海溝南部・日本海溝北部（T1～T5） プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部(T1)、十勝沖(T2)、根室沖(T3)、色丹島沖(T4)および択捉島沖(T5)の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価がされ、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝におけるM（マグニチュード：以下同様）8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。 ①三陸沖北部(T1) 三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9の「1968年十勝沖地震」、1994年M7.6の「平成6年（1994年）三陸よるか沖地震」が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。 ②十勝沖(T2) 十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の「平成15年（2003年）十勝沖地震」が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発生するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は10%程度とされている。	第7節 北海道における地震の想定 第1 基本的な考え方 （略） 1 海溝型地震 （1）千島海溝南部・日本海溝北部（T1～T5） プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部(T1)、十勝沖(T2)、根室沖(T3)、色丹島沖(T4)および択捉島沖(T5)の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価がされ、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝におけるM（マグニチュード：以下同様）8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。 ①三陸沖北部(T1) 三陸沖北部では、1856年にM7.5、「1968年十勝沖地震」（M7.9）、「平成6年（1994年）三陸よるか沖地震」（M7.6）が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。（平成31年2月26日付け地震研究推進本部地震調査委員会長期評価により、「領域または地震名」が「青森県東方沖及び岩手県沖北部」として変更された） ②十勝沖(T2) 十勝沖では、1952年にM8.2、「平成15年（2003年）十勝沖地震」（M8.0）が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発生するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は20%程度とされている。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
16	(新規)	3 その他 上記のほか、青森県西方沖、カムチャツカ半島沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震津波に対しても注意を要する。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
21	第2 北海道における想定地震津波 1 基本的な考え方 （略） 2011年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいく。 2 北海道太平洋沿岸の地震津波 北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。 令和4年7月及び12月に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定を公表し、令和5年2月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画を策定した。 3 北海道日本海沿岸の地震津波 北海道日本海に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成26年9月に国が日本海の断層モデルの公表を行ったことから、公表された断層モデルを基に検討を行い、平成29年2月に「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定とし設定した。 今後、被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。	第2 北海道における想定地震津波 1 基本的な考え方 （略） 2011年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいる。 2 北海道太平洋沿岸の地震津波 北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定を設定・公表した。 令和4年7月及び12月に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定を公表し、令和5年2月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画を策定した。 3 北海道日本海沿岸の地震津波 北海道日本海に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成26年9月に国が日本海の断層モデルの公表を行ったことから、公表された断層モデルを基に検討を行い、平成29年2月に「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定を設定・公表した。 令和7年6月に「日本海沿岸の地震・津波被害想定」を公表し、令和8年2月に「日本海沿岸の地震・津波防災・減災対策指針」を策定した。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和7年6月）	修 正（令和8年7月予定）	修正理由
21	4 北海道オホーツク海沿岸の地震津波 北海道オホーツク海に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、国や北海道が設定した最大クラスの津波の断層モデルを基に検討を行い、令和5年2月に「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定とし 設定した。	4 北海道オホーツク海沿岸の地震津波 北海道オホーツク海に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、国や北海道が設定した最大クラスの津波の断層モデルを基に検討を行い、令和5年2月に「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定を 設定・公表した。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
33	第2章 災害予防計画 第4節 防災訓練計画 (略) 第2 町が主唱する訓練 次の訓練については、町が主唱し実施する。実施するものとする。 (1) 鶴川地区防災訓練及び穂別地区防災訓練 地震・津波災害、風水害、土砂災害等を想定した避難対策活動、応急対策活動等を中心に総合的に実施する。 (新設)	第2章 災害予防計画 第4節 防災訓練計画 (略) 第2 町が主唱する訓練 次の訓練については、町が主唱し実施する。実施するものとする。 (1) 鶴川地区防災訓練及び穂別地区防災訓練 地震・津波災害、風水害、土砂災害等を想定した避難対策活動、応急対策活動等を中心に総合的に実施する。 (2) 防災関連システムの操作習熟訓練等	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
34	第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 町及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について、 物資調達・輸送調整等支援システム にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。 その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。 また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。 第1 食料その他の物資の確保 (略) 第2 防災資機材の整備 町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか 積雪・寒冷期 において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努めるものとする。	第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 町及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について、 新物資システム（B-P L o） にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。 その際、要配慮者、 女性、子ども 向けの物資等の確保に努めるものとする。 また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。 第1 食料その他の物資の確保 (略) 第2 防災資機材の整備 町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。非常用発電機の整備のほか、 暑熱期や積雪・寒冷期 において発生した場合の対策として、 冷暖房器具・燃料 等の整備に努めるものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
36	第6節 相互応援（受援）体制整備計画 (略) 第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (新設) 1 町は、平時時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。 (新設) 2 町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 3 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	第6節 相互応援（受援）体制整備計画 (略) 第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 1 町は、 広報活動、啓発活動等 を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、 休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。 2 町は、平時時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。 3 町は、 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。 4 町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 5 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和7年6月）	修 正（令和8年7月予定）	修正理由
36	4 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会を締結した「むかわ町とむかわ町社会福祉協議会との災害時におけるボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定」に基づき、災害ボランティアセンターの設置及び運営を行うものとする。	6 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会を締結した「むかわ町とむかわ町社会福祉協議会との災害時におけるボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定」に基づき、災害ボランティアセンターの設置及び運営を行うものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
37	第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 (略) 第1 地域住民による自主防災組織 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、 消防団と連携を行い、 初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。	第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 (略) 第1 地域住民による自主防災組織 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、 消防団や防災士、要配慮者に日頃から関わる福祉関係者等の多様な主体と連携し、 初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
39	第8節 避難体制整備計画 (略) 第1 避難誘導体制の構築 1～7 (略) 8 町及び道は、 観光施設を通じ、 観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。 9～11 (略) (新設)	第8節 避難体制整備計画 (略) 第1 避難誘導体制の構築 1～7 (略) 8 町及び道は、 北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し、 観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。 9～11 (略) 12 町は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や 公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
41	第3 避難所の確保等 1～7 (略) 8 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 9 (略) (新設)	第3 避難所の確保等 1～7 (略) 8 町は、 指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についてもあらかじめ情報を把握するとともに、 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 9 (略) 10 町は、 地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等 を検討し、 開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努めることとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
42	第4 町における避難計画の策定等 1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知 町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。 また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準） について、 日頃から住民等への周知に努めるものとする。 そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。	第4 町における避難計画の策定等 1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知 町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。 また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）、 住民への伝達方法について、 日頃から住民等への周知に努め、 これらは防災部局以外の職員も含め定期的に確認するものとする。 そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。	

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由												
42	2 防災マップ・ハザードマップ・Webハザードマップ等の作成及び 住民 への周知 町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・Webハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	2 防災マップ・ハザードマップ・Webハザードマップ等の作成及び 住民等 への周知 町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等 ^① の必要となる事項を、 あらゆる主体に「わかる・伝わる」よう配慮して 記載した防災マップ、ハザードマップ・Webハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正												
43	3～5 (略) (新設) 第5 防災上重要な施設の管理者 1 (略) (1)～(5) (略) (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法	3～5 (略) 6 災害時孤立地区対策 町は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、 不滞に更新に努めるものとする。 第5 防災上重要な施設の管理者 1 (略) (1)～(5) (略) (6) 冷 暖房及び発電機の燃料確保の方法													
48	第11節 火災予防計画 (略) 第2 火災予防の徹底 火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、胆振東部消防組合及び構成町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、 消火器の設置促進 、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、 婦人 防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。	第11節 火災予防計画 (略) 第2 火災予防の徹底 火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、胆振東部消防組合及び構成町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器や ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、 女性 防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正												
62	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 (略) 4 町職員の動員配備 (1) 配備基準等 配備基準等は、別表第3のとおりとする。 (2) 職員の配備体制 <table><tr><th>体制</th><th>職員の配備体制等</th></tr><tr><td>警戒体制</td><td>① 警戒体制配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 警戒体制に関わる指揮監督は、情報防災対策室長が行う。</td></tr><tr><td>第1非常配備体制</td><td>① 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 第1非常配備に関わる指揮監督は、各部長が行う。</td></tr></table>	体制	職員の配備体制等	警戒体制	① 警戒体制配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 警戒体制に関わる指揮監督は、情報防災対策室長が行う。	第1非常配備体制	① 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 第1非常配備に関わる指揮監督は、各部長が行う。	第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 (略) 4 町職員の動員配備 (1) 配備基準等 配備基準等は、別表第3のとおりとする。 (2) 職員の配備体制 <table><tr><th>体制</th><th>職員の配備体制等</th></tr><tr><td>警戒体制</td><td>① 警戒体制配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 警戒体制に関わる指揮監督は、情報防災対策室長が行う。</td></tr><tr><td>第1非常配備体制</td><td>① 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 第1非常配備に関わる指揮監督は、町長(副町長)又は各部長が行う。</td></tr></table>	体制	職員の配備体制等	警戒体制	① 警戒体制配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 警戒体制に関わる指揮監督は、情報防災対策室長が行う。	第1非常配備体制	① 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 第1非常配備に関わる指揮監督は、 町長(副町長) 又は各部長が行う。	町の配備体制変更に伴う修正
体制	職員の配備体制等														
警戒体制	① 警戒体制配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 警戒体制に関わる指揮監督は、情報防災対策室長が行う。														
第1非常配備体制	① 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 第1非常配備に関わる指揮監督は、各部長が行う。														
体制	職員の配備体制等														
警戒体制	① 警戒体制配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 警戒体制に関わる指揮監督は、情報防災対策室長が行う。														
第1非常配備体制	① 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 第1非常配備に関わる指揮監督は、 町長(副町長) 又は各部長が行う。														

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和7年6月）			修 正（令和8年7月予定）			修正理由		
66	別表第3			別表第3			町の配備体制変更に伴う修正		
	非常配備体制の発令基準			非常配備体制の発令基準					
	区分・体制		配備基準	配備人員	区分・体制			配備基準	配備人員
	災害対策本部設置前	警戒態勢	1 津波注意報が発表されたとき	広報防災対策室長、穂別総括部長及び副部長があたるものとする。	災害対策本部設置前	警戒態勢		1 津波注意報が発表されたとき	広報防災対策室長、穂別総括部長及び副部長があたるものとする。
		第1非常配備	1 震度4の地震が発生したとき 2 津波注意報（北海道太平洋沿岸西部）が発表されたとき	広報防災対策室、総括部、応急対策部長及び所要の応急対策部員をもってあたるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。		第1非常配備		1 震度4の地震が発生したとき 2 津波注意報（北海道太平洋沿岸西部）が発表されたとき	広報防災対策室、総括部、応急対策部をもってあたる。ただし状況により町長が必要と認めた場合は住民対策部も配備する。
（縮小）設置	第2非常配備	1 震度5弱の地震が発生したとき 2 津波警報（北海道太平洋沿岸西部）が発表されたとき	各室・部で所要の人員をもって班行動をとり、災害の発生とともに、直ちに災害応急活動ができる体制とする。	（縮小）設置	第2非常配備	1 震度5弱の地震が発生したとき 2 津波警報（北海道太平洋沿岸西部）が発表されたとき	各室・部で所要の人員をもって班行動をとり、災害の発生とともに、直ちに災害応急活動ができる体制とする。		
設置	第3非常配備	1 震度5強以上の地震が発生したとき 2 大津波警報が発表されたとき	災害対策本部の全員をもって班行動をとり、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	設置	第3非常配備	1 震度5強以上の地震が発生したとき 2 大津波警報が発表されたとき	災害対策本部の全員をもって班行動をとり、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。		
91	第5節 避難対策計画			第5節 避難対策計画			北海道地域防災計画の修正に伴う修正		
	（略） 第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備			（略） 第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備					
	町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、町があらかじめ作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな指定避難所の供与、指定避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 第8 指定緊急避難場所の開設 町は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 （新設）			町は、避難所が誰もが安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。特に、要配慮者の個々のニーズに応じた支援が差別なく行えるよう、その運営及び資機材、情報提供の方法等に配慮する。 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、町があらかじめ作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな指定避難所の供与、指定避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 第8 指定緊急避難場所の開設 1 町は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 2 指定緊急避難場所は、住民等が緊急的に避難する施設または場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を指定避難所等へ移動させる必要があるため、町は、指定緊急避難場所の状況を把握し、指定避難所等へ誘導するなど、避難者の安全確保に努めるものとする。					

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和7年6月）	修 正（令和8年7月予定）	修正理由
92	第9 指定避難所の開設 1 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立場所など安全性の確保に努めるものとする。 また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。 2～8（略） 第10 指定避難所等の運営管理等 1～5（略）	第9 指定避難所の開設 1 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。開設していない避難所に自主的に避難が行われた場合、状況に応じて避難所の開設や避難者の誘導など柔軟な対応について配慮すること。 なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立場所など安全性の確保に努めるものとする。 また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。 2～8（略） 第10 指定避難所等の運営管理等 1～5（略）	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
93	6 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬季を想定し、屋内に確保することが望ましい。 また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 7 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。	6 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬季を想定し、屋内に確保することが望ましい。 また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 7 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の更衣室、物干し場、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。	
94	8～18（略） 第11 広域避難 1～4（略） 5 関係機関の連携 町、道、運送事業者等は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。 (1) 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理 (新規)	8～18（略） 第11 広域避難 1～4（略） 5 関係機関の連携 町、道、運送事業者等は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。 (1) 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理 (2) 町は、広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。	
95	(2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略)	(3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略)	

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行（令和7年6月）	修 正（令和8年7月予定）	修正理由
125	第4章 災害復旧・被災者援護計画 第2節 被災者援護計画 第1 罹災証明書の交付 1 市町村 (1) (略) (新規) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)	第4章 災害復旧・被災者援護計画 第2節 被災者援護計画 第1 罹災証明書の交付 1 市町村 (1) (略) (2) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
125	第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 1 被災者台帳の作成 (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 1 被災者台帳の作成 (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用することなどを積極的に検討するものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正